

新城市健全化判断比率 及び資金不足比率

新監 6・1・2

令和6年8月16日

新城市長 下江洋行様

新城市監査委員 夏目道弘

新城市監査委員 中西宏彰

令和5年度決算に係る財政指標の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和5年度新城市健全化判断比率
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率
- 2 令和5年度新城市資金不足比率
 - (1) 新城市宅地造成事業特別会計
 - (2) 新城市病院事業会計
 - (3) 新城市水道事業会計
 - (4) 新城市工業用水道事業会計
 - (5) 新城市下水道事業会計

第2 審査の期間

令和6年7月22日から令和6年8月16日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼をおき、関係帳簿及び証拠書類等との照合等通常実施すべき審査手続きを実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字となっており、早期健全化基準に該当していない。実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準を下回っている。

また、資金不足比率では全ての会計において資金不足は生じておらず、経営健全化基準に該当していない。

以上のように、現段階における本市の健全化判断比率は、当面の財政運営に悪影響を及ぼすような状況ではないが、実質公債費比率、将来負担比率は増加傾向にある。これらの財務指標は、本市が独自でコントロールできる公債費等以外に、標準財政規模をその算出の根拠にしていることから地方交付税の状況に左右されることとなる。したがって、各種財務指標を大きく俯瞰する視点を持って財政環境の変化に的確に対応していくことが求められることを常に念頭に置いた財政運営に努められたい。

各比率は次のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比 率 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	12.78
連結実質赤字比率	—	—	—	17.78
実質公債費比率	7.1	7.8	7.9	25.0
将来負担比率	51.6	46.9	49.0	350.0

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字の場合「—」で表示した。

2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
宅地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0

※資金不足比率は不足額がない場合は、「—」で表示した。